

内海ダム再開発事業

現場からの経過報告

寒霞溪の自然を守る連合会

新内海ダム建設計画が公になったのは、1997年小豆島島内に吉田ダムが完成した矢先だったという。吉田ダムで小豆島島内の貯水量は2.5倍となり、以後小豆島では断水どころか給水制限もただの一度も起きていない。香川県議会での吉田ダム建設計画の審議では、これが小豆島最後のダムとまで言われたという。

ところが、それまで地元からの「老朽化する既存内海ダムの修復・強化」を要望に耳を貸さなかった香川県は、95年の阪神淡路大震災後、にわかにはダム堤が沈下、耐震性が弱いと言い出し、それがいつの間にか巨大ダム建設計画＝内海ダム再開発事業に化けた。既存内海ダム直下の自治会の意見を無視して。・・・

そして、香川県は住民の意見や疑問に答えることなく、巨大ダム建設「まずありき」しゃにむに突き進んできた。これまで、事業の緊急性・公共性・公益性について香川県は、住民の求める専門家を交えての公開討論会開催を一切拒否し、07年8月土地収用事業認定への「儀式」として地元説明会を強行した。たった1日3時間程度、再質問も許さず、ダム建設の可否については殆ど議論なしの説明会であった。

03年から環瀬戸内海会議の支援で、地元では反対意見や疑問の声すら封じられ、嫌がらせを受けながら、「内海ダム反対立木トラスト（寒霞溪トラスト）」を実施し、新内海ダム反対を意思表示した。そして立木トラストには、全国から共感と参加を得て、その数1300口余に達した。全国から「寒霞溪を守れ」「巨大ダムは要らない」「ダムより緑のダムを」の声が寒霞溪に集ったのだ。そして05年5月からは住民は高齢を押し、毎月一回香川県庁前での街頭宣伝を続け、計画の不当性を県民に訴えてきた。

しかしながら、香川県は県財政逼迫にもかかわらず、今日までダム建設に血道をあげ、08年3月に香川県は、国に土地収用事業認定を申請し、6月土地収用事業認定についての2回の公聴会を経て、09年2月6日国土交通省は1年近いという異例の時間を要して土地収用事業認定を下してしまった。

地権者は3月2日、直ちに土地収用事業認定を不服として行政不服審査請求を行った。しかし香川県は3月19日、香川県が県土地収用委員会に土地収用裁決・土地明渡申し立てを申請した。

さらに地権者・立木トラスト参加者は6月30日、内海ダム再開発事業認定取消請求を高松地裁に提訴した。また、8月の衆議院選挙による政権交代、鳩山政権誕生と「コンクリートから人へ」、「ダムに頼らない治水

対策」への転換が提起される中、10月15日には前原国交大臣に直接面談し、内海ダム事業への補助金凍結を要請した。しかし、香川県は10月21日、本体工事落札業者と仮契約を発表するなど、既成事実を積み重ねてきた。

12月12日には、前原国交大臣が新内海ダム予定地現地を視察し、県知事に「ダム計画の再検証・見直し」を要請したが拒否された。それも、県議会による本体工事契約議決の3日前のことである。香川県知事は要請を断った上で、県議会野党が反対する中、自民・公明のみの賛同で強行可決すると同時に、10年夏の次期知事選不出馬を表明した。10年2月下旬には国の予算未定のまま、本体工事に着手してしまった。

3月12日には該当する長野（浅川ダム）、香川（内海ダム）、熊本（路木ダム）の市民団体連帯による申し入れ、10年3月25日には09年12月に続き、三日月国土交通省政務官との面会にまではこぎ着けた。しかし、国は「債務負担行為や複数年度契約を行っている場合、減額等を行うと国の裁量権の逸脱を問われる可能性がある」として、面談の翌日、3月26日には内海ダムへの国の補助満額交付を発表してしまった。

本当に国には裁量権がないのだろうか。補助金適正化法を読む限り、例え予算を付けても交付決定を出すかどうかは国の裁量権の範囲としか読めない。大臣発言はダムを進めたい官僚たちの代弁にしか見えない。

現場ではこれまでになく緊張が高まっている。地権者はじめ私たちは、内海ダムの収用事業認定に対する不服審査請求・事業認定取消訴訟・落合池底地（買収済用地）の所有権移転登記抹消請求訴訟・内海ダム事業への公金支出返還差止め住民訴訟・これらに基づく執行停止申立と、およそ考えられる手だてを行使している。

10年4月20日、香川県収用委員会はわずか5回の審理と現地見分1回で審理を終了し、7月初旬にも土地収用裁決を下す見通しとされる。

予断を許さない状況下、訴訟・毎月一回の街頭宣伝を続けながら、あらためて世論の理解を求めて収用地内に「団結小屋」を設置し、計画中止まで闘うことを決意している。この7月18日には緊急決起集会を開催予定している。

全国からの更なる支援をお願いいたします。

2010年6月20日記